

国家税務総局

外商投資企業の董事が直接管理職を 担当する場合の個人所得税問題の通達

1996年11月21日 国税発[1996]214号

各省、自治区、直轄市及び計画単列市の国家税務局、地方税務局各位：

近頃、外資系企業の董事(長)が、同時に企業の管理業務を直接担当しながら、当該企業からは董事費(役員報酬?)の名義または利益分配の形でのみ収入を得る場合、個人所得税をどのように徴収すべきかについて幾つかの地方より問い合わせがあり、検討の結果、当局の見解を以下の通り明示する：

一、外商投資企業の董事(長)であると同時に企業の直接管理職を担当する、或いは名義上は企業の直接管理職を担当しないが企業の日常管理業務を実質担当する場合は、当該企業の(董事)長と被雇用者の二重の身分を有すると看做される。株収益・配当に類する所得については<国家税務総局の外商投資企業・外国企業と外国人個人の株譲渡収益と配当の税收問題に関する通知([1993]国税発第 045号)>の関連規定に従い、個人所得税の徴収を免除するが、董事(長)の身分で取得した董事費収入及び被雇用者身分により取得した給与・サラリー所得については、個人所得税を徴収するものとする。

二、上述のような個人が当該企業において董事費の名義または利益分配の形でのみ収入を得る場合は、企業の日常管理業務に従事して毎月取得すべき報酬、給与収入額を自主的に申告するか、主管税務機関が同種の地区、同類の業種及び規模の近い企業の類似する職務の報酬、給与水準を参考にその毎月取得すべき報酬、給与収入額を査定し、かつ《中華人民共和国個人所得税法》及び《中国国境内に住所を持たない個人が報酬給与を取得する場合の納税義務問題に関する国家税務総局通達》([1994]国税発第 148号)及び《中国国境内に住所を持たない個人の個人所得税算出納付に関する若干の問題についての国家税務総局通達》(国税函発[1995]125号)の個人所得税徴収関連規定に依拠するものとする。

三、本通達第二条の規定により、主管税務機関が個人所得税を上述する個人の報酬、給与収入額を査定し、外資企業が納税すべき所得額を適切に調整しなければならない場合は、その査定された報酬給与額については、全て個人所得税主管税務機関が立会いの上決定しなければならない。

CC：瀋陽、長春、ハルビン、南京、武漢、広州、成都、西安市国家税務局、地方税務局。